

第6回 富士市立中学校部活動地域移行協議会

令和7年9月26日（金）13:30～
富士市教育プラザ1階 大会議室

次 第

1 報告事項

- (1) 実証的モデル事業について・・・・・・・・・・ 資料1
- (2) 国・県の動向、先進自治体の様子等・・・・・・・・ 資料2－1～3
- (3) 地域クラブの名称について・・・・・・・・・・ 資料3

2 協議事項

- (1) 富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について・・・・・・・・ 資料4
- (2) 富士市地域クラブ認定要件について・・・・・・・・ 資料5
- (3) 受益者負担について・・・・・・・・・・ 資料6

3 その他（連絡事項）

- ・サポーター制度について
- ・第7回富士市立中学校部活動地域移行協議会
日時：令和8年2月 日（ ）13:30～15:30
会場：

【配布資料】

- ・次第（本紙）
- ・実証的モデル事業について（資料1）
- ・国・県の動向、先進自治体の様子等（資料2－1～3）
- ・地域クラブの名称について（資料3）
- ・富士市地域クラブ活動に関する基本方針案について（資料4）
- ・富士市地域クラブ認定要件について（資料5）
- ・受益者負担について（資料6）

令和 7 年度の実証的モデル事業について

令和 7 年度においても、課題を洗い出すこととともに実施種目において円滑に地域移行等することを目的に、スポーツ・文化の各種目において実際に実証的モデル事業を実施している。

より多くの種目について地域移行等の可能性を探るため、スポーツ協会や文化連盟だけでなく、民間事業者とも連携しながら、これまで未実施の種目を主として実施していく。

1 R 7 年度 スポーツ活動について（変更の可能性有）

- ・ 第 5 回協議会の段階では、陸上・バドミントン・卓球・ソフトボール・ゴルフ・弓道を実証的モデル事業として開催を予定していると報告したが、ヒアリングの内容から実施が難しい種目や追加実施の種目もある。
- ・ 令和 6 年度は参加者からは保険料のみ徴収したが、令和 7 年度は保険料を含む一定の参加費を徴収（額は可能な限り抑える）

＜部活動にある種目＞

【陸上】

- 12 月 13 日（土）、1 月 10 日（土）に開催予定
- セントラル方式で複数回実施する
- 走・跳・投等の様々な陸上種目ができることを想定
- 参加費 500 円

【卓球】※民間事業者に委託

- 11 月 9 日（日）、12 月 7 日（日）に開催予定
- セントラル方式で実施する
- 参加費 1,500 円

【ソフトボール】※富士市ソフトボール協会に委託

- 地域クラブ化に向けて協会と協議中である。令和 7 年 10 月にヒアリング予定

【バスケットボール】※民間事業者に委託

- 10 月 25 日（土）、11 月 29 日（土）に開催予定
- セントラル方式で実施する
- 参加費 1,500 円

＜部活動にない種目＞

【バドミントン】※民間事業者に委託を予定しているが、調整中である

- セントラル方式で実施する

【ゴルフ】※富士市ゴルフ連盟・民間事業者に委託を予定しているが、調整中である

- 実施は 9 月以降に開催予定
- 市内数か所の施設で実施する

【弓道】※富士市弓道協会とヒアリングを実施

- ヒアリングの結果、競技性、会場、開催日、指導者等の環境を考慮し、令和7年度モデル事業は実施しないが、今後も協議を続けていきたいと考えている。令和7年度においては、「部活動地域連携・地域移行つうしん」内で10月に行われるエンジョイ・スポーツの周知をした。

【3×3】※民間事業者に委託し実施

- 令和7年9月6日（土）13時～16時
- セントラル方式で実施
- 会 場：旧吉原東中学校体育館
- 参加者：小学5年生～中学3年生までの21名（参加応募22名、欠席1名）
- 内 容：ウォーミングアップ、1対1、2対2、3対3
- 参加費：1,000円

2 R7年度 文化芸術活動について（変更の可能性有）

- ・ 第5回協議会の段階では、吹奏楽・プログラミング等を実証的モデル事業として開催を予定していると報告したが、ヒアリングの内容から実施が難しい種目や追加実施の種目もある。
- ・ 令和6年度は参加者からは保険料のみ徴収したが、令和7年度は保険料を含む一定の参加費を徴収（額は可能な限り抑える）

＜部活動にある種目＞

【吹奏楽】※富士市文化連盟に委託

- 実施は1月17日（土）、31日（土）に開催予定
- 拠点校方式で複数回実施する。
- 同じ仲間と複数回にわたって活動し、合奏まで実施

＜部活動にない種目＞

【Web 開発】※民間事業者に委託し実施

- 9月20日（土）9:30～12:00
- 9月23日（火）9:30～12:00
- セントラル方式で実施
- 会 場：WORK富士
- 参加者：中学生5名
- 内 容：Studioアプリを活用したHP作成
- 参加費 1,000円

【K-POP ダンス】※民間事業者に委託し開催

- 9月28日（日）、10月26日（日）、11月30日（日）、12月14日（日）に開催
- セントラル方式で実施
- 参加費 1,000円

【宇宙科学】※民間事業者に委託

- 11月2日（日）、11月9日（日）に開催
- セントラル方式で実施
- 参加費 1,000 円

【国際観光部】※民間事業者に委託し実施

- 9月20日（土）、10月18日（土）、11月1日（土）、11月15日（土）、12月13日（土）
1月10日（土）、1月24日（土）、2月上旬に開催 計8回
- 令和7年9月20日（土）13:00～16:00
- セントラル方式で実施
 - 会 場：事業所会議室
 - 参加者：中学生8名 ボランティアとして高校生1名
 - 内 容：本市における国際観光を意識した、市内・市外観光地のフィールドワーク、
観光提言のプレゼンテーション等
 - 参加費：1回500円 8回分4,000円

3 R6年度に実施した実証的モデル事業について

- ・ 各団体において、地域クラブ化に向けて自走できるように体制を整えている

【野球】※富士市野球連盟

- 令和8年度からの地域クラブ化に向け準備を進めている
- 新チーム発足後、合同部活動として複数のエリアで活動している
- 指導者発掘、指導者資格、大会参加、保護者負担金などの課題

【剣道】※富士市剣道連盟

- 令和8年度からの地域移行（地域展開）に向け準備を進めている

【ハンドボール】※富士市ハンドボール協会

- 吉原二中を拠点校として活動
- 令和8年度からの地域クラブとして自走できる体制ができている
- 地域移行（地域展開）について学校と連携しつつ、活動情報を整理し提供できる体制をつくる

【サッカー】※富士市サッカー協会

- 地域クラブ化（3つのエリア）に向けて準備を進めている
- 毎月、サッカー教室を開催
- 選手登録、地域移行（地域展開）のタイミングを考えている

【文化芸術活動】※富士市文化連盟

- 認定地域クラブとしてではないが、文化活動講座などの参加対象年齢を令和7年の夏休み以降、
小学校4年生以上に引き下げ、小中学生が参加しやすい体制づくりを進めている。

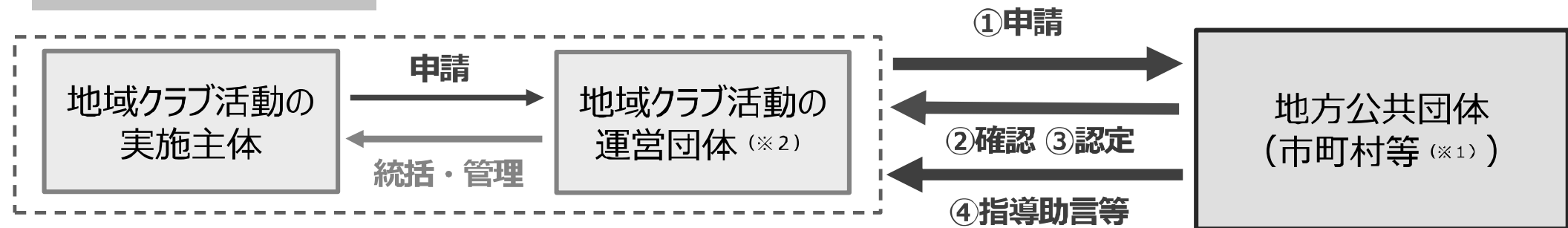
趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要②

認定要件の概要

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障 ・ 競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上 of 休養日（原則、休日に週1日以上 of 休養日）を設定
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定(国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	・ 暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBSの活用を含む） ・ 市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施 ・ 施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・ 営利を主たる目的とせず運営 ・ 大会等に参加する場合の運営への積極的な協力
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有 ・ 学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整

（※1）円滑な実施の観点から、一部の要件については一定期間の経過措置を設ける

（※2）別途、認定地域クラブ活動において期待される取組（新たな価値の創出）や体制等についても定める

想定される認定の効果（メリット）

- ①市町村等による情報提供の促進 ②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免等）
③希望する教職員の兼職兼業 ④大会・コンクールへの円滑な参加 など

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）

令和7年9月 スポーツ庁・文化庁

1. 定義・呼称

- スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体^{※1}となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドライン^{※1}に沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※1 本文書において、「ガイドライン」とは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」の改訂版（令和7年冬頃に改訂予定）を想定している。

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

- 市町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
 - 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
 - 生徒の所属する中学校等との連携を図ること
 - 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
 - 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部などとする考えられる。また、部活動改革の理念や基本的な考え方※¹等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動※²の場合等には当該市町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる※³。

- 市町村等は、推進計画等に基づき、2.「要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各要件を満たしているか否かについては、市町村等が、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※4は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。
- 市町村等が、地域の実情に応じて、2.「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。
- 都道府県は、市町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※1 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）における改革の理念及び基本的な考え方等の内容を指す。

※2 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※3 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市町村が広域連携の取組を進め、複数の市町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※4 一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、令和7年冬頃に改訂予定のガイドラインにおいて明確化していく予定。

(2) 認定手続

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※¹が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等（以下「申請書等」という。）※²を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、上記2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定（以下「仮認定」という。以下同じ。）を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※³。

※1 市町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

(3) 認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

（４）指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。

- 市町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
 - ・ 上記２．「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
 - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
 - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき

- 市町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
 - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
 - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

（５）経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市町村等においても、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、上記２．「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和８年度末まで※^１に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※１ 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和１０年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
 - 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
 - 生徒の個性・得意分野等の尊重
 - 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
 - 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
 - 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
 - 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※¹が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度（部活動の地域展開タイプ）」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

- 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※¹。

① 市町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※²（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 教職員の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※¹ 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市町村等による情報提供を中心に支援する場合には、市町村等がガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※² 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

6. 今後の予定

- 地域クラブ活動に関する認定制度については、令和7年冬頃に改訂予定の総合的なガイドラインに盛り込む（総合的なガイドラインの内容とあわせて事前にパブリックコメントを実施予定）。

地域クラブ活動に関する認定制度（案）における 「２．認定要件」の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

＜確認事項＞

- 生徒^{※１}の自主的・主体的な参加による活動^{※２}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

※１ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２ 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※¹
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安^{※1}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今後、ガイドライン改訂までに示す予定。

④適切な指導の実施体制が確保されていること

＜確認事項＞

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※¹ DBSの活用についても検討。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることを認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続きの登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※¹ 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※² 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

費用負担の在り方について

調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

【議論の経緯】

● 令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議

- ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①
(関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議)

● 令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議

- ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②
(地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)

● 令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議

- ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③
(受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)

【今後の予定】

● 令和7年9月以降 調査研究協力者会議において更に議論を深める

● 令和7年秋～冬頃 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

部活動の地域展開等に要する主な費用等

部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

4. 部活動指導員の配置

5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、**①受益者負担、②民間からの寄附等の活用、③公的負担を適切に組み合わせながら、対応していく必要。**

受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）

設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。



具体的な金額の水準等については、引き続き検討。

民間からの寄附等の活用①

地方公共団体における取組事例

※詳細はP12～16参照

●北海道安平町

企業と連携し、自動販売機の売上の一部を地域クラブ活動の運営団体に寄附

●新潟県佐渡市

生徒が初めて体験する種目に気軽に参加しやすくするため、市民に対して用具の提供を呼びかけ

●熊本県玉東町

練習着に企業名を掲載することにより地域クラブ活動の活動資金の一部を確保

●長崎県長与町

町内企業からの寄附（30万円）、町外企業からの企業版ふるさと納税（210万円）

●富山県

地域クラブ活動への支援・協力等に取り組む企業等を登録する制度を構築

想定される企業等（プロスポーツチームを含む）からの主な協力内容

①財政的支援

（例）寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー（練習着等への企業名掲載等）、ネーミングライツ、収益還元型の自動販売機の設置など

②企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）

③企業等の所有する施設の貸出し ④用具・物品の提供 等

民間からの寄附等の活用②

企業等からの協力を促進するための主な取組

- 地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐ専門人材の配置
- 都道府県レベルで協力企業等の募集・登録及び市区町村とのマッチングなどを行う仕組みの構築
(例) 富山県「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 (P16参照) など
- 企業等へのインセンティブ付与
(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用 など
- 企業等による連携体制の構築
(例) 「ブカツ・サポート・コンソーシアム」(P17参照) など
- 国レベルでの気運醸成等
(例) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催 (P18～19参照)、先進事例の収集・普及 など

參考資料

I 総論

3. 今後の改革の方向性

（4）次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある²⁰。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング²¹をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある²²。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な使途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

部活動の地域展開等に関する法律上の記載

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

【前略】

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速するとともに、【以下略】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅷ. 地方経済の高度化

（5）文化芸術・スポーツを通じた地方創生

【前略】

スポーツコンプレックスやスポーツホスピタリティ、スポーツツーリズムの推進を通して地域活性化に取り組む。更に、スポーツコミッションへの支援や、地域の担い手育成の観点からも、部活動の地域展開等について新しい仕組みを構築し、2026年度からの全国的な実施を進める。また、スポーツ団体のデジタル技術の活用や他産業との連携を支援し、地域・経済にも裨益するよう取り組む。

【関連データ】地域クラブ活動への参加費用等について

○ 地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）

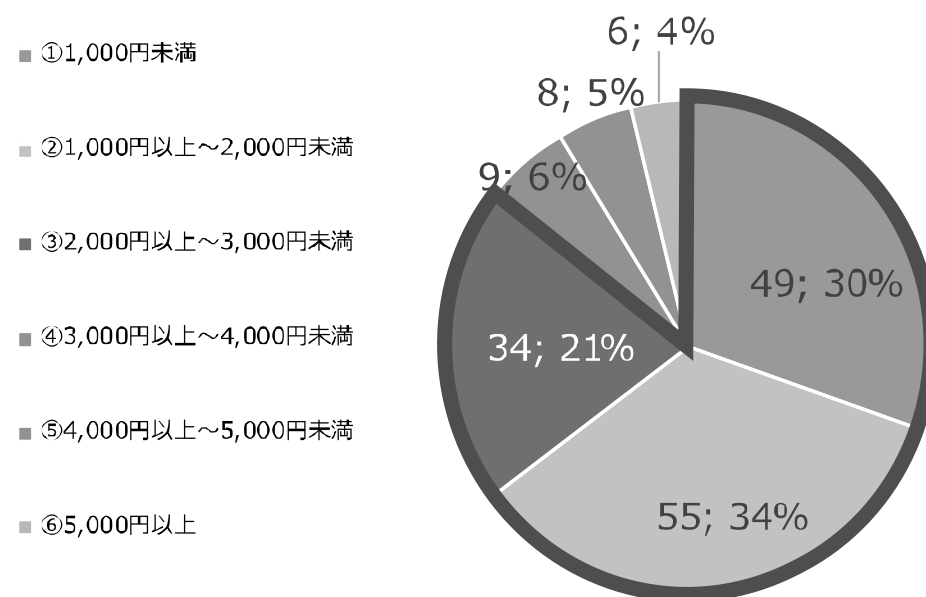
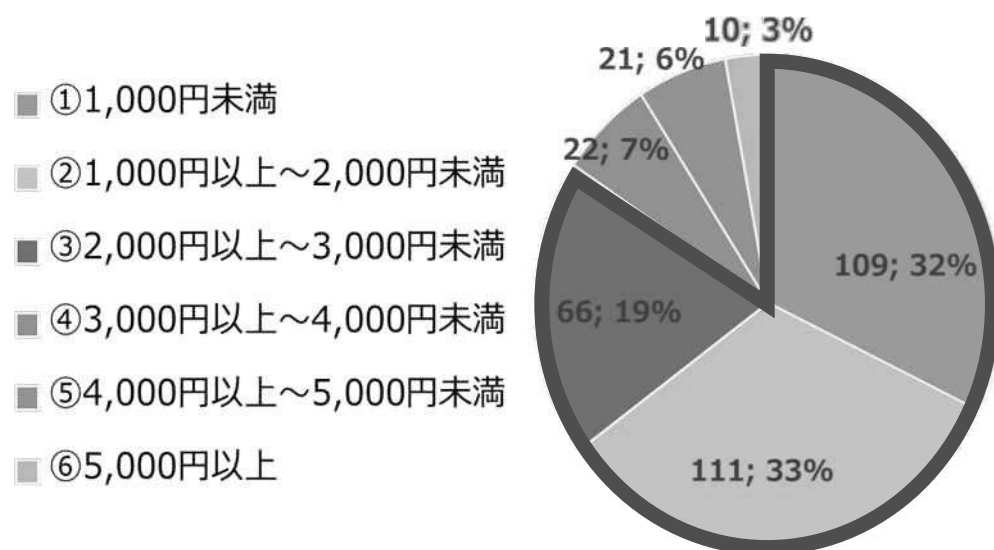
調査名：学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査（令和6年）

調査時期：令和6年5月13日～6月7日

調査対象：47都道府県、1741市町村（特別区含む）、63事務組合

＜運動部＞ 回答数：399 ⇒ 月額3,000円未満が84%

＜文化部＞ 回答数：161 ⇒ 月額3,000円未満が85%

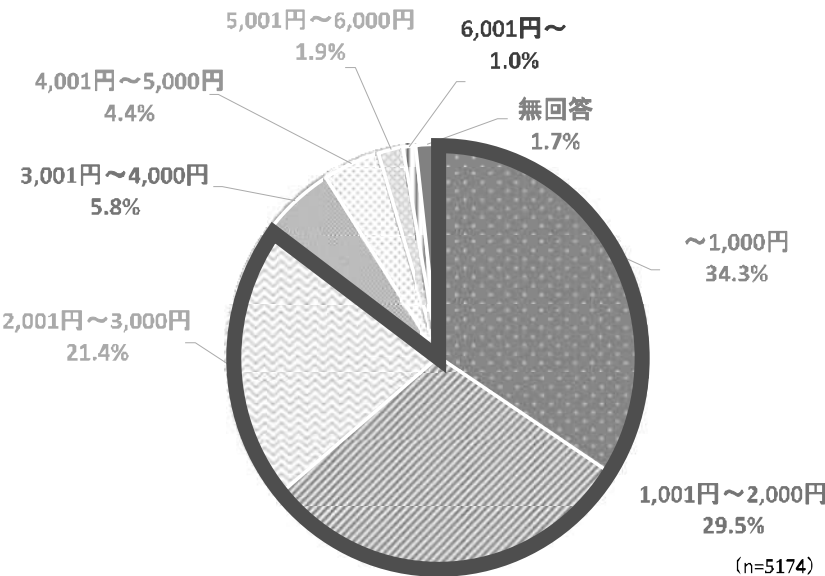


○ 地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）

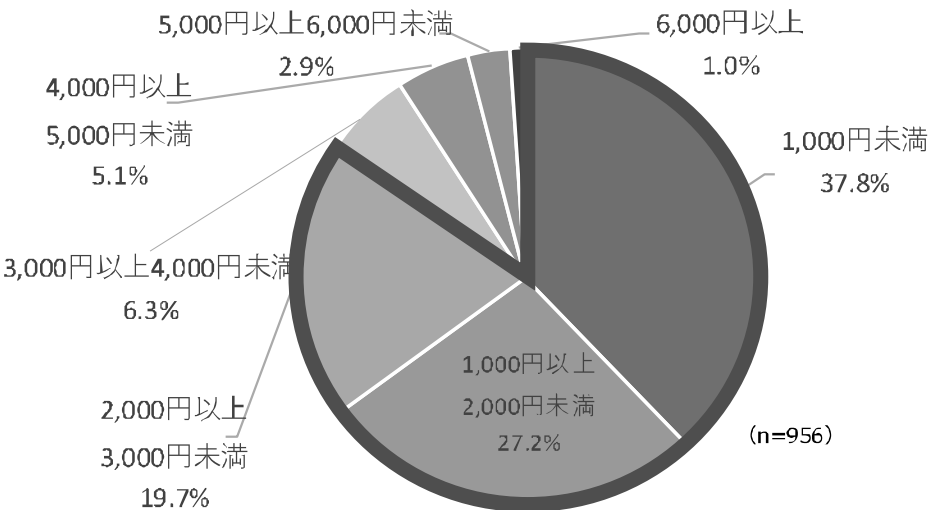
調査名：実証事業におけるアンケート調査

調査対象：実証事業において地域クラブ活動に参加した中学生の保護者

運動部回答数：5,174 ⇒ 月額3,000円以下が85%



文化部回答数：956 ⇒ 月額3,000円未満が85%



○ 現状の部活動等に関する費用の実態

調査名：令和5年度子供の学習費調査

調査対象：公立・私立の幼少中高の児童生徒等の保護者

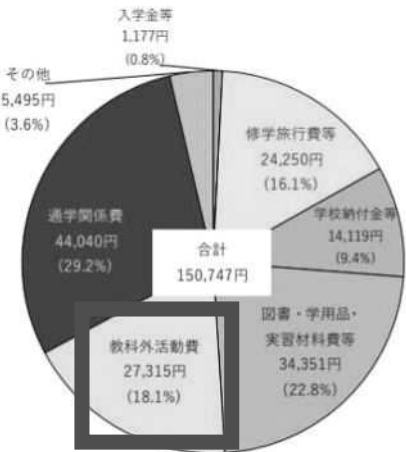
有効回答：21,768人

調査項目：保護者が支出した子供一人/年あたりの経費

教科外活動費（公立中学校）：27,315円/年（月額換算で2,276円）

※部活動以外に芸術鑑賞会、児童会・生徒会、林間学校等のために家庭が直接支出した経費を含む。

【公立中学校の学校教育費】



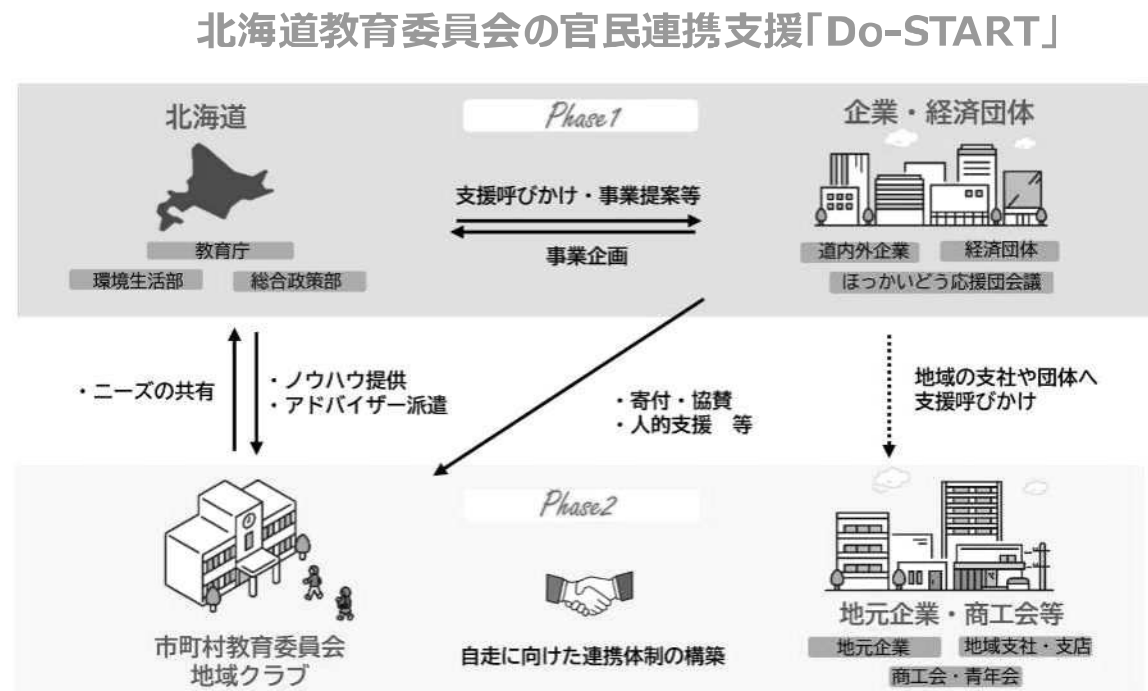
民間からの寄附等の活用に関する取組事例①

●北海道安平町

北海道教育委員会、北海道安平町、同町のN P O法人アビースポーツクラブ、大塚製薬株式会社が連携し、地域スポーツ環境整備に向けた飲料水の「地域貢献型自動販売機」を安平町立早来学園（義務教育学校）に1台設置。部活動の地域クラブ活動への移行を目的とした官民連携を支援する道教委の事業「D o - S T A R T」の一環で、売り上げの一部は部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む同法人に寄附。



地域貢献型自動販売機



民間からの寄附等の活用に関する取組事例②

●新潟県佐渡市

初めてその種目に参加する生徒が気軽に活動しやすくする手立てとして市民に用具のリユースを呼び掛けるチラシを作成して配布。募集した用具は、グローブ、バット、ラケット等。2か月間で31の道具を収集。

回覧 令和5年8月10日 発行

道具のリユース募集

～佐渡市地域クラブ活動実施に向けて～

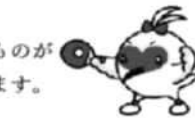
- 自宅に使わなくなったスポーツ用品や楽器はありますか？
- お子さんが中学生の頃、部活動で使っていた道具が残っていませんか？



教育委員会では、休日の部活動を地域での活動へと進めていきます。新たに始める佐渡市地域クラブ活動では、中学生が多様な活動を選択できるようにしたいと考えています。しかし、初めて体験する活動では道具をそろえる必要があり、保護者の負担が増えてしまいます。

そこで、使わなくなった道具のリユース活用を進めていきます。道具をそろえることによって、生徒が経験したことのない種目や活動を容易に体験することができます。

中学生が使えるような道具でご家庭では使わないものがありましたら、道具の寄付にご協力をお願いいたします。



リユースで活用したい道具

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)
各種楽器(吹奏楽、ギター)

*使用可能(スポーツ用品は中学生の使用規格)な道具のご協力をお願いします。

状態によっては受け取れない場合があります。

*ご寄付いただいた道具の返却には応じかねます。ご容赦ください。

*ご協力いただける道具があれば9月1日(金)までに地区公民館にお持ちください。

問い合わせ先 教育委員会 社会教育課
TEL58-7356 FAX58-7357



佐渡市
佐渡市教育委員会

随時道具のリユースを募集しています!!

グローブ、バット(野球)、ラケット(ソフトテニス、バドミントン、卓球)、各種楽器(吹奏楽、ギター) など
ご協力いただける道具(使用可能)があれば地区公民館にお持ちください。



出典

佐渡市地域クラブ活動だより、その他佐渡市ホームページ掲載資料
<https://v.v.w.city.sado.niiga.jp/uploaded/attachment/52310.pdf>
令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 成果報告書
<https://activitycasesstudy.jp/pc/IR3/152242.pdf>

民間からの寄附等の活用に関する取組事例③

●熊本県玉東町

教育委員会が設置した地域クラブ活動「玉東クラブ」のサッカークラブにおいて、玉東町サッカー協会が中心となり、スポンサーを募集。練習着へ企業名を掲載することにより、スポンサー料をいただき、活動資金に充当。



会員種別

種別	スポンサー料	Jr.ユース練習着掲載箇所(位置)	募集社数	特典
プラチナ	60,000	胸(中央)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・U12大会ネーミング権(玉東町サッカー協会主催大会) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ゴールド	30,000	背中(大・上)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
シルバー(決定済)	25,000	背中(大・下)	1	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4半分サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ブロンズ	20,000	鎖骨	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・Instagram・FACEBOOK投稿時 企業画像掲載 ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
ブルー	15,000	袖	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布
グリーン	10,000	パンツ	2	・Jr.ユースウェア・感謝状贈呈 ・説明会資料に広告掲載(A4*1/4サイズ) ・玉東町サッカー協会主催大会チラシ配布



民間からの寄附等の活用に関する取組事例④

●長崎県長与町

持続可能な地域スポーツ活動の運営基盤の支援へ向け、企業版ふるさと納税を開始。令和5年度には、企業との連携協定を締結した。町外企業2社、町内企業1社より、地域スポーツ活動への支援として寄附を受けた。

企業版ふるさと納税、企業からの寄附

- 町内企業 有限会社長崎井上様より300千円寄附（R5・6・7）
- 町外企業 企業版ふるさと納税（R5）

三井住友海上火災保険(株)様より2,000千円寄附
株式会社Sports&Works様より100千円の寄附



●有限会社長崎井上様からの寄附



●企業との連携協定



出典

スポーツ庁ホームページ掲載資料

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240207-spt_oripara-000028263_002.pdf

民間からの寄附等の活用に関する取組事例⑤

●富山県

中学生や高校生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、生徒により良いスポーツ・文化環境を提供することを目的として、学校の部活動や地域クラブ活動に協力いただける企業を「部活動・地域クラブ活動応援企業」として登録。

地域の生徒たちのために、ご協力ください！ 富山県

部活動・地域クラブ活動 応援企業募集中

富山県では、中学生または高校生のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動や地域クラブ活動を実施する学校や団体に対し、指導者の派遣や運営支援を行う企業等を募集しています。

動画をチェック！



地域に貢献する企業としてのPRになります！
事例は、HP等でPRします！

右の項目にご賛同いただける企業等の皆さまの登録申請をお待ちしております。

- 部活動や地域クラブ活動への指導者の派遣
- 施設（活動場所）や用具の提供
- 部活動や地域クラブ活動への財政的支援
- 部活動や地域クラブ活動への参加を促す社内制度の整備 等



部活動応援企業PR富山

- 登録団体数（R7.7月時点）
24団体
- 取組事例（三晶MEC株式会社（バドミントン））

<支援内容>

- ・休日における中学生への実技指導
- ・施設使用料や消耗品等の支援
- ・指導者の遠征費等の補助



「地域への貢献、地域の活性化につなげることができる良い機会である。」

指導者 「より専門的な指導を受けることができ、体力や技術が向上した。」
「いろんな年齢の人と練習できて、楽しく取り組めた。」



生徒

富山県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/haapyou/20250610press.html>

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 別添資料
https://www.mext.go.jp/sport/scontent/20250516-spl_0ripa-00004250/0303.pdf

企業等による連携体制の構築の例

What's ブカツ・サポート・コンソーシアム



ブカツ・サポート・コンソーシアム（通称：ブカサポ）では、企業・団体等が連携し、スポーツ庁・文化庁、地方公共団体が推進する「部活動の地域連携・地域展開」の取り組みに対し、**制度設計、伴走支援、必要な人材・物資・財源の確保や運営・管理ノウハウの提供等**、それぞれの専門性を最大限に活かしたサポートを行うことにより、**社会課題の解決・解消に向けて継続的に貢献していくこと**を目的としています。



包括連携協定 締結先 (2025.3月現在)

沖縄県教育委員会 / 山形県教育委員会 / 徳島県教育委員会

構成

理事企業

スポーツデータバンク株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
日本郵政株式会社

加盟団体 *2025.3月現在

株式会社ルネサンス
ミズノ株式会社
株式会社hacomono
TOPPANホールディングス株式会社

設立

2024年9月（法人設立手続き中）

主な活動内容

- ・ 部活動の地域連携・移行事業への参画を検討している企業・団体や大学・研究機関等との情報共有。
- ・ 部活動の地域連携・展開に関する協業検討の機会の提供。
- ・ 地方自治体の課題や取り組みに関する相談、情報交換の機会の提供。
- ・ その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要となる活動。

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた 産官学連携フォーラムを開催しました！

開催概要

- ◆ 趣旨：部活動改革を円滑に進めるため、**地方公共団体、スポーツ団体、民間企業、大学などの幅広い関係者が集うフォーラムを開催し、改革の理念や進め方、取組事例等の共有を図るとともに、地方公共団体と民間企業、大学等とのマッチングの機会を設ける。**
- ◆ 主催：スポーツ庁、地域スポーツクラブ活動体制整備事業運営事務局
- ◆ 日程：令和7年8月25日、26日
- ◆ 会場：ベルサール新宿南口（東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11）
- ◆ 対象：首長、教育長、部活動の地域クラブ活動への移行（部活動の地域展開）を担当する行政職員、総括コーディネーター、地域クラブ活動の運営団体職員等
- ◆ 2日間の来場人数：573人



パネルディスカッション登壇者（左から、友添秀則氏、益子直美氏、原晋氏、小略明善氏、室伏広治長官、栗山英樹氏、代田昭久氏）

1日目

基調講演

「子供たちのための部活動改革～産官学の連携を通じて～」をテーマに、地域クラブ活動において創出する「新たな価値」について共有するとともに、企業や大学など、幅広い関係者が連携して、部活動改革を進めていく必要があることを伝えました。



マッチングフェア

地域クラブ活動の運営をサポートするサービス・ソリューションの提供や、地域クラブ活動において企業・大学等の人材が活躍できる仕組みづくり等を行っている民間企業、大学等がブースを出展し、地方自治体担当者とのマッチングイベントを実施しました。



2日目

パネルディスカッション

スポーツ界、行政、大学等の各分野の有識者が登壇し、「地域クラブ活動が目指すべき姿」や「地域全体で連携して行う部活動改革」について、それぞれの立場から意見が交わされました。



取組事例発表 / ワークショップ

スポーツ庁の施策説明や、地方自治体の取組事例発表（富山県、福岡県、岐阜県）を実施。
また、ワークショップでは、人口規模が近い自治体でグループ分けを行い、地域クラブ活動の担い手の確保・育成等といったテーマについて、課題の共有・解決策の検討を行いました。

幅広い関係者の御協力もいただきながら、部活動の地域展開等の全国的な実施を進めていきます！

当日の様子の
詳細はこちら→



パネルディスカッション

● 栗山 英樹 氏

(北海道日本ハムファイターズCB0)



「野球界も部活動の地域展開について応援していますが、現実的に非常に難しい取組であると言えるでしょう。例えば、過疎地域では学校に1人しかこの競技をやりたい人がいない、指導者がいない、といったことも考えられるので難しい面が多いと思います。この取組に対して、大人である我々が、難しいと思いながらも『本気でやり切る』姿勢を見せないと、子供には伝わらない、そして前にも進んでいかないのではないのでしょうか。はじめ、全員が無理だと思っていても、本人が二刀流をやったらおもしろいよね、という意識がありました。皆が『本当にできるんだ』という意識を持つことが必要だと思います。」

また、指導者が『いない』のではなく、『どこかにいるはず』と考え、地域連携という点で前に進んでいきたいと考えています。これだけ子供たちが減っている中で、野球をどう残していくべきかだけでなく、スポーツ全体の将来を考えるべき時代だと思います。ぜひ、皆さんと意見を出し合いながら頑張っていきたいと思います。そして、日本にはかつて地域が子供を育てるという感覚がありましたが、効率化が進み中でその意識が薄れてきたように思います。今回の部活動改革は、地域全体で子供たちを見守り育てる感覚を取り戻す大きなチャンスだと考えています。」

● 小路 明善 氏

(アサヒグループホールディングス株式会社会長)



「これからは『学歴重視』の社会から『学修歴』一『どこで』ではなく『何を』学び『どのような楽しさ・面白さ』を見つけたのかを重視する必要があるのではないかと思います。そのためには、地域・所得格差による受益格差を極力減らして、誰もが主体的に学べる多様な選択肢を作ること、また地域の特色を生かして、より豊かで刺激的な学びの機会を創出することが重要なのではないのでしょうか。」

地方の4割近くの自治体が消滅危機である『2040年問題』があり、これは地域のクラブ活動の存続危機にも直結しています。これからは自治体任せではなく、産官学が連携して、共に学びの場を作っていくことが必要です。産業界から指導者を派遣することは、指導者の人数を増やすだけでなく、教育界に新たな風を吹かすことにも繋がるのではないのでしょうか。また産業界がビジネスソリューションを提供することも重要です。人生100年時代と言われる中で、産業界で活躍した方々が学生の指導者となることもあります。共通しているのは『自分のビジネスで培った経験を子供たちに伝えたい』という熱い思いであるように感じました。これからは、子供の主体性を尊重し、それを支える指導者を育てることが大切だと考えています。」

● 代田 昭久 氏

(一般社団法人 未来地図 代表理事)



「部活動の地域展開を進めるにあたっては、現在の部活動の在り方を地域へスライドさせるだけではなく、質・量をアップデートしていく必要があると考えています。そして、部活動の地域展開を考えるときに、行政がただ受け皿となるのではなく、地域の人々が本当に楽しいと感じる取組をすることが大事なのではないでしょうか。長野県飯田市地域では、種目を問わず『クワガタ人生部』や『稲植え部』など、多種多様な80種目のクラブ講座を実施しています。そうすることで、子供たちの地域への愛着も深まり、地域に根を張ることに繋がるとはならないのでしょうか。」

また、この部活動改革を考える上で、都市部と過疎地域では本質的に問題が異なると感じています。都市部では地域展開が課題になりますが、過疎地域ではそもそも活動の存続そのものが問われており、財政支援の在り方が大きな問題となっています。その解決策の一つは、同じような課題を抱える自治体や地域がネットワークをつくり、連携することです。地元企業にも協力をお願いしていますが、それだけでは難しい現実があります。」

地域と全国のナショナルスポンサー、さらに自助努力を組み合わせ、パランスのとれた資金調達の仕組みを構築しています。国の支援に依存するのではなく、地域や自治体が自ら考え、互いに連携しながら改革を進めることが重要です。本日集められた自治体の皆さまとも、この機会にぜひつながっていければ幸いです。」

● 原 晋 氏

(青山学院大学陸上競技部監督)



「私は、指導者は地域から育てていくべきだと考えています。これから社会が流れていく中で、地域の年配者の方をどのように指導者として育成、また巻き込んでいくかが、子供たちから年配者の方までの共生、延いては地域経済の発展につながっていくのではないのでしょうか。」

また、都心と地方ではニーズも課題も異なり、全国一律のルールだけでは対応できないでしょう。だからこそ、地域ごとに特色あるグループをつくり、失敗を恐れずに挑戦し続けることが大切です。新しいことに挑戦すればエラーは必ず起こりますが、それをどうプラスに転換できるかが重要です。決められたルールの中だけでエラーを避けていては、新しい発想は生まれません。私はこの改革を『150年に一度のフルモデルチェンジ』だと捉えています。車のマイナーチェンジではなく、フルモデルチェンジが発表される時のように、次にどんな形になるのかワクワクする。そのくらい大きな転換期です。ぜひ皆さんと一緒に、このフルモデルチェンジを実現していきたいと思っています。」

● 益子 直美 氏

(日本スポーツ少年団本部長)



「部活動改革の今の時に、スポーツの勝利至上主義をなくしたいと考えています。私は2015年から、『監督が怒ってはいけない大会』を11年間続けているほか、監督・

指導者向けのアンガーマネジメント講座、子供たちへのスポーツマンシップセミナーを開催しています。これらの取組の中で、『怒らなくても勝てる』という結果も現れ、怒らない決意は指導者として必要な新しい技術だと考えます。」

これらの取組は、5年前前までは非難されることも多かったのですが、やってきたことは間違いではなかったと感じました。2023年には日本スポーツ協会副会長、日本スポーツ少年団本部長に就任し、『N0! スポハラ』活動に携わるほか、日本スポーツ少年団事業においても、スポーツマンシップやリーダーシップなどの普及に取り組んでいます。『部活動改革』はまだ誰もやったことがないからこそ、大人が一緒に失敗を恐れずにチャレンジをして、良い未来を創っていききたいと思います。今は『エンジョイスポーツ』の価値が広がり、時代が変わってきていると感じます。長官も『150年に一度の大改革』とおっしゃっていましたが、部活動改革は誰も経験したことのない挑戦です。私自身も中学1年でバレーボールを始めて以来、まさか活動の場が学校の外に広がる時代が来るとは想像していませんでした。これから、地域の皆さんとつながり、アイデアを出し合い、環境を整えていききたいと思います。」

● 室伏 広治 スポーツ庁長官



「日本の近代化に伴って、スポーツは教育の一環として学校に取り入れられてきました。しかし、学制150周年の節目を迎えた今、社会の変化や人々のニーズに合わせて発展させていく必要があると思っています。少子化が進む中、部活動の地域展開は、先手を打って取り組むことが重要です。そのために、産官学で手を取り合って進めていく必要があります。まさに150年に一度の改革です。本改革に対して、国として、スポーツ庁としてもしっかりと取り組んでまいります。中学生だけを対象とした取組ではなく、年齢の枠を越え、まち全体を元気にしていける取組だと思っています。」

本日は多くの皆さんと子供たちのスポーツ環境について意見を交わし、大変学びの多い素晴らしい機会となりました。これを節目として、5年、10年、さらに先に『改革してよかった』と思えるよう取り組んでいきたいと思っています。スポーツや文化芸術活動は身体を通じて世代を超えて価値を伝え、日本のアイデンティティを育む大切なツールです。とくに人生観さえ変える力を持つスポーツの可能性を信じ、未完成でも大きな路を育てていき、人を豊かに育てる活動へとつなげていきたいと考えています。」

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和7年度予算額 37億円
(前年度予算額 33億円)

令和6年度補正予算額 29億円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証 16億円(12億円) 委託・拡充 29億円 [令和6年度補正予算額]

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を加速する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーションの活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動は、原則、両費だけでは、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。

※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を越えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を推進。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供(マルチスポーツ環境等の整備)
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスを活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツ・文化芸術の活動拠点づくり
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催
- 運営の効率化のためのシステム整備 等

(2) 課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化、整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の具体化
- 地域クラブ活動のモデルの構築・プロセスの明確化、持続的・安定的な運営に向けた仕組みづくり
- 複数自治体が連携した地域クラブ活動の整備促進方策の展開、全国的な取組の推進 等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円(18億円) 補助・拡充

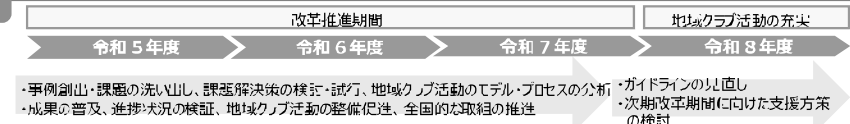
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助率: 国1/3、北海道県1/3、市町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実 【16,251人(運動部: 13,178人、文化部: 3,073人)】

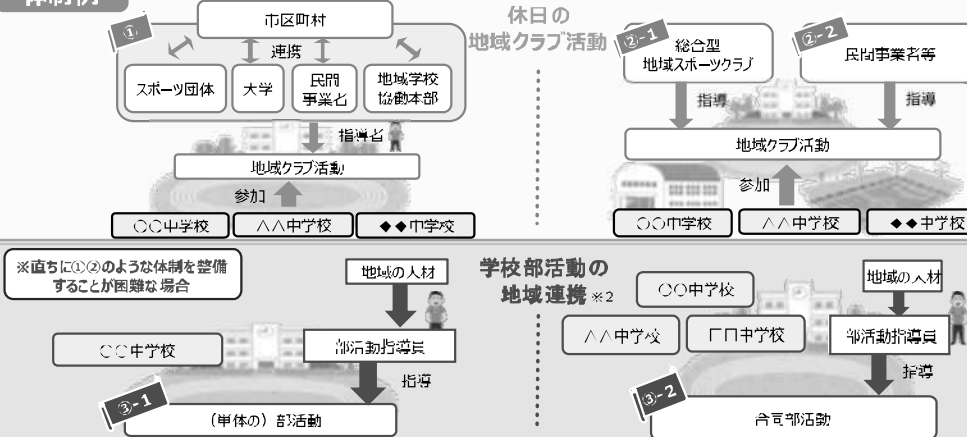
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円(3億円) 補助・委託

- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
- 公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
 - 指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 - 大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築
 - デジタル動画による運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制整備 等

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の仕組みも活用。

※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である

(担当: スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官(芸術文化担当))

岐阜県 (30市町)
岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、
各務原市、可児市、山県市、穂積町、飛騨市、本巣市、郡上町、
下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、
大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、
白川町、御嵩町

大津市、彦根市、長浜市、
近江八幡市、栗東市、
甲賀市、野洲市、湖南市、
東近江市、米原市、竜王町、
豊郷町、多賀町

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、
勝山市、鯖江市、あわら市、
越前市、坂井市、永平寺町、
池田町、南越前町、越前町、
美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、
赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、
丹波篠山市、養父市、淡路市、穴栗市、猪名川町、多可町、
稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

下関市、宇部市、山口市、萩市、
防府市、岩国市、光市、長門市、
美祢市、山陽小野田市

岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、
枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、
箕面市、門真市、大阪狭山市

三原市、府中市、三次市、安芸高田市、
府中町、海田町、北広島町、世羅町

江津市、雲南市、
美郷町、邑南町

南部町

佐賀市、多久市、
基山町、白石町

豊前市、中間市、小都市、大野城市、宗像市、
福津市、宮若市、糸島市、那珂川市、宇美町、
篠栗町、須恵町、久山町、杜川町、筑前町

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、
高梁市、備前市、真庭市、美作市、
浅口市、利根町、早島町、矢掛町

長崎市、諫早市、大村市、平戸市、
松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

竹田市、豊後高田市、杵築市、
豊後大野市、由布市、国東市

八代市、下名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、下東町、南関町、
長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、
南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、
南さつま市、奄美市、長島町、与論町

宜野湾市、石垣市、糸満市、
南城市、宜野座村、北谷町、
中城村、八重瀬町

宮崎市、小林市、えびの市

秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、
人仙市、北秋田市、羽後町

八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、
佐井村、一戸町

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、
村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、
南魚沼市、胎内市、望加錫町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村

福知山市、舞鶴市、宇治市、
宮津市、長岡京市、八幡市、
京田辺市、宇治田原町、精華町

高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、
黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、
射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町

金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、
かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、
志賀町、中能登町、穴水町

＜政令指定都市＞
17市

旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、
登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、樺樺町、
東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、
むかわ町、新ひだか町、湧水町、芽室町、中札内町、更別町、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、
梹茶町、弟子屈町

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、
矢巾町、西和賀町、一戸町

気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、
亘理町、利府町、加美町、涌谷町

福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、
国見町、川俣町、西郷村、三春町

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、館ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、
寸谷市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、
鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城壁町、東海村、大了町、
美浦村、阿見町、八千代町、利根町

前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、
渋川市、厩岡市、榛東村、吉岡町、
長野原町、東六女町、川場村、玉村町

品川区、渋谷区、中野区、板橋区、
足立区、昭島市、日野市

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、
 崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、
 甲州市、中央市、身延町、昭和町

長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須崎市、
小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、
塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、
川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、
御代田町、富士見町、原村、長野町、箕輪町、飯島町、
南箕輪村、中川村、松川町、阿智村、泰森村、
木曽町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、
白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、
坂城町、湯田村、飯綱町、栄村

四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、
志摩市、伊賀市、菟狹町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、
桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、高城市、
平隼市、平群町、安堵町、出原本町、下牧町、
工寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、
雲漢村、天川村

徳島市、小松島市、阿南市、
阿波市、石井町、神山町

南国市、土佐清水市、四万十市

※他中町村と共同で地域クラブ活動を実施する中區町村を含む。

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。



令和7年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先【R7年7月時点※】

京都府（5市町）

福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県（3市）

大津市、甲賀市、野洲市

三重県（4市町）

四日市市、桑名市、鈴鹿市、菰野町

青森県（2市）

八戸市、むつ市

北海道（12市町）

岩見沢市、登別市、伊達市、蘭越町、岩内町、東神楽町、東川町、白老町、安平町、釧路町、厚岸町、標茶町

兵庫県（11市町）

姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三田市、養父市、宍粟市、稲美町、播磨町

大阪府（6市）

池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市

和歌山県（2町）

紀美野町、有田川町

秋田県（2市）

大館市、大仙市

宮城県（1市）

角田市

岩手県（2市町）

大船渡市、一戸町

奈良県（17市村町）

奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村

鳥取県（1市）

境港市

島根県（1市）

雲南市

広島県（1市）

廿日市市

福島県（4市町）

会津若松市、伊達市、国見町、石川町

山形県（8市町）

山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、尾花沢市、川西町、小国町、白鷹町

茨城県（13市町村）

石岡市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大子町、美浦村、利根町

岡山県（12市町）

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

山口県（6市）

下関市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市

徳島県（1市）

徳島市

群馬県（3市町）

前橋市、沼田市、邑楽町

栃木県（1市）

佐野市

愛媛県（3市町）

松山市、今治市、伊方町

香川県（7市町）

高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

千葉県（7市町）

成田市、習志野市、柏市、我孫子市、八街市、白井市、栄町

埼玉県（8市町）

川越市、川口市、上尾市、久喜市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町

長崎県（4市町）

松浦市、五島市、南島原市、時津町

福岡県（5市町）

中間市、大野城市、宗像市、久山町、桂川町

神奈川県（3市町）

秦野市、大磯町、開成町

東京都（3市区）

板橋区、昭島市、日野市

大分県（2市）

竹田市、豊後高田市

宮崎県（1市）

小林市

鹿児島県（6市町）

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、与論町

熊本県（6市町）

八代市、宇城市、玉東町、南関町、大津町、高森町

山梨県（2市町）

韮崎市、昭和町

富山県（6市町）

高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、朝日町

新潟県（9市町村）

長岡市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町

政令指定都市（11市）

札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市

総実施自治体数：251市区町村

文化部のみ実施の自治体数：15市町（下線あり）

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

長野県（6市町）

須崎市、大町市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、富士見町

福井県（9市町）

福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、越前町

静岡県（6市）

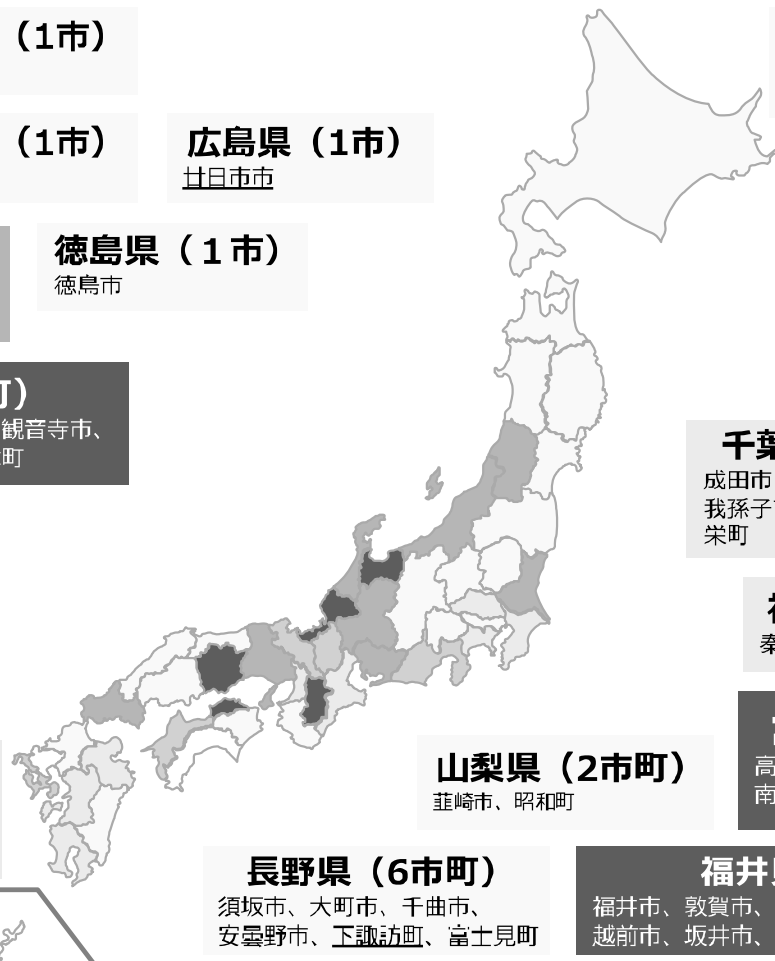
富士市、磐田市、焼津市、掛川市、裾野市、伊豆市

愛知県（12市町）

岡崎市、春日井市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、大府市、愛西市、北名古屋市、みよし市、東浦町、幸田町

岐阜県（12市町）

岐阜市、高山市、羽島市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、安八町、揖斐川町、七宗町、御嵩町



部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

44億円＋事項要求
37億円)



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

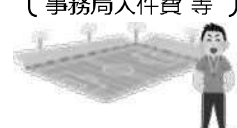
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業 21億円＋事項要求（16億円）

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援などを実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

**① 地域クラブ活動の活動費等の支援**
〔指導者謝金
事務局人件費等〕


**② 経済的困窮世帯の生徒への支援**
(参加費・保険料)


**③ 推進体制の整備等**
〔コーディネーターの配
置
人材バンクの設置・運用等〕


（2）地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

委託費、JSC運営費交付金

- ① 地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザーの派遣などによる伴走支援
- ② 地方公共団体の取組状況のフォローアップ、課題への対応策の創出（※）、好事例の横展開
- ③ 子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等のための、指導・リスクマネジメントの手引きの作成や、動画ポータルサイトの運営
※平日を中心とした指導者確保・アスリート人材の活用に向けたモデル事業（小学校専科教員（体育）や民間企業に所属するアスリート人材による部活動・地域クラブ活動の指導）等

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 20億円（18億円）

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

補助金

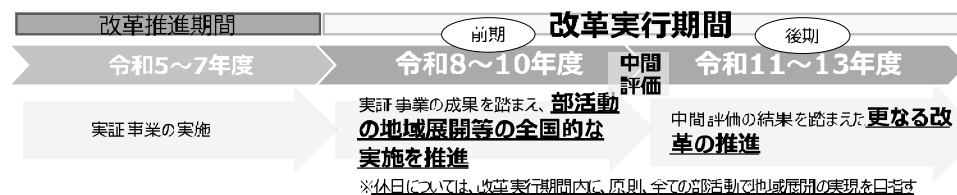
【17,680人（運動部：13,620人、文化部：4,060人）】 ※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

補助金

I 及び II の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロッケ設置に伴う扉の改修等）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



根拠法令

- スポーツ基本法（令和7年改正）（抜粋）
第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）
附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中等部等を含む。コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

富士市版地域クラブ活動の名称について

1 概要

本市では、地域移行・地域連携について、これまで特段の名称を使用せず取り組んできたが、市民にとってより分かりやすい取組とする必要がある。

この点、下表のとおり各自治体が様々な名称を附して取り組むことにより、その名称が報道や広報誌に掲載されるなどして取組が進んでいることが見受けられる。

本市としても名称を決定して取り組むことが有効であるとする。

【参考：他自治体の例】

沼津市	ヌマカツ
磐田市	SPO☆CUL IWATA
掛川市	かけがわ地域クラブ
川根本町	川根本町地域クラ部活動
兵庫県神戸市	KOBE◇KATSU
兵庫県姫路市	姫カツ

2 検討した名称候補

- (1) フジカツ（F U J I－K A T H U等） 富士市の「フジ」＋部活の「カツ」
- (2) エフカツ（F－カツ・F－K A T H U等） F U J Iの「F」＋部活の「カツ」
- (3) フジ地域クラブ
- (4) クラブーF

3 事務局案名称

フジカツ 又は エフカツ

4 名称候補

協議会委員の意見の中で最も多かった名称の順に、

- 1 フジカツ
- 2 エフカツ（F－カツ・F-KATHU）
- 3 その他として 地域クラブーF、富士山クラブ

という結果になった。部活動地域移行（地域展開）については、子どもたちの関心も高いため、名称決定には子どもたちの考えも反映していきたいと考えている。今後、アンケートを実施できるよう準備を進めていきたい。

令和 7 年 9 月 26 日時点イメージ

富士市地域クラブ活動に関する基本方針（案）

令和 8 年 3 月



富士市・富士市教育委員会

【項目】

- 1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題・・・・・・・・・・P2
 - (1) 少子化による富士市の生徒への影響
 - (2) 教員の働き方改革への影響
 - (3) 国・市の部活動地域移行（地域展開）の動向
- 2 地域連携・地域移行（地域展開）推進に向けた基本方針・・・・・・・・P6
 - (1) 基本方針策定の趣旨等について
 - (2) 4つの基本理念について
- 3 地域クラブ活動・・・・・・・・・・P8
 - (1) 本市で展開する地域クラブ活動
 - (2) 本市の部活動について
 - (3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - ① 参加者
 - ② 組織体制
 - ③ 活動場所
 - ④ 活動回数・活動時間
 - ⑤ 参加費等
 - ⑥ 保険加入
 - ⑦ 指導者等
- 4 大会の参加等・・・・・・・・・・P12
- 5 その他・・・・・・・・・・P13
- 6 用語解説・・・・・・・・・・P14

1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題

(1) 少子化による富士市の生徒への影響

中学校の部活動は、よりよい人間関係を学ぶ機会や、自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかし、急激な少子化により、単独校で団体競技のチームが編成できない、部活動の種類に応じた顧問を配置できずに廃止する、設置されている部活動の種類が少ないといった状況が生まれている。

こうしたことから、現在部活動に在籍している生徒であっても、「在籍している学校に、一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がない」という生徒が増加傾向にある。さらに、部活動には加入せずに、「部活動以外の教室・クラブに所属している（7%）」生徒や「何も活動していない（6%）」生徒も増加の傾向にある。調査時点では「在籍する学校に一番取り組みたい部活動がある（70%）」の割合が高いが、各校の部活動の設置数の減少等により、今後減少していくことが予想される。（図1）

部活動意識調査から一部抜粋（R6. 10. 4～10. 25実施 中学1・2年生対象 N=2613）

図1 あなたの学校には、あなたが一番取り組みたい部活動（スポーツ・文化芸術活動）がありますか。

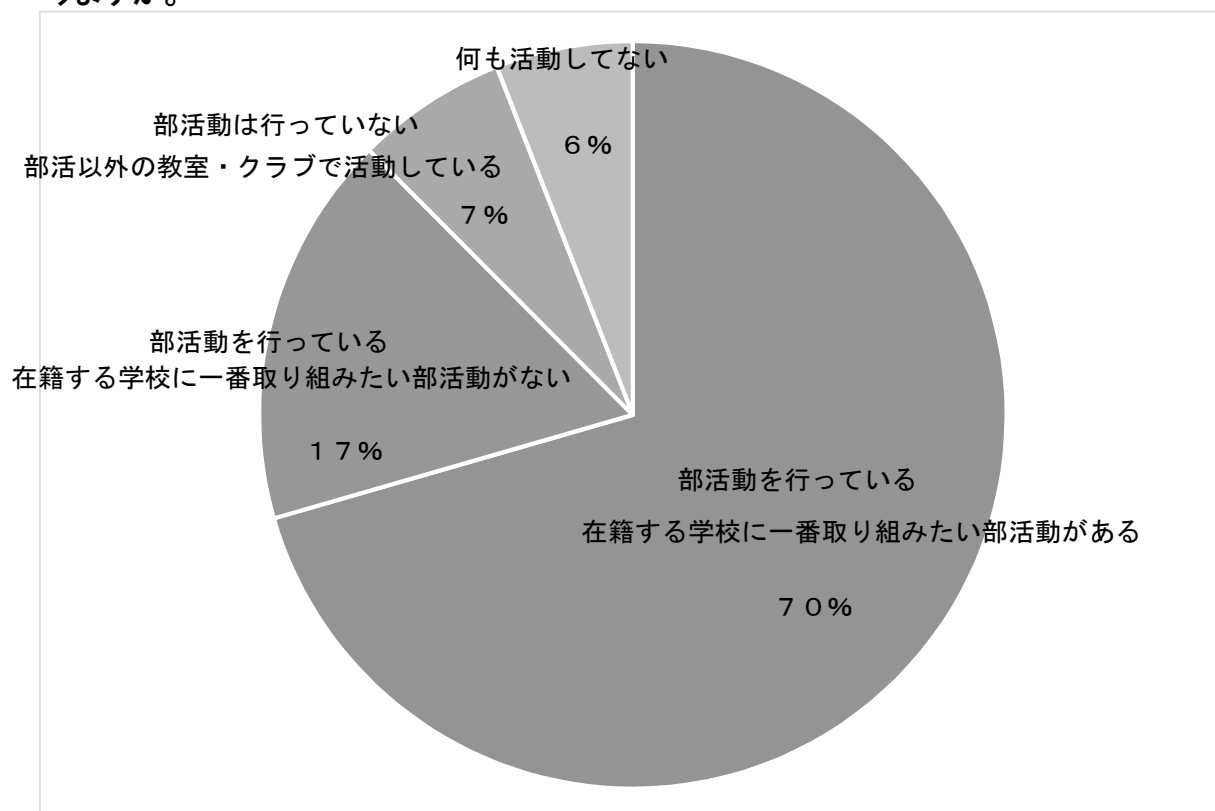
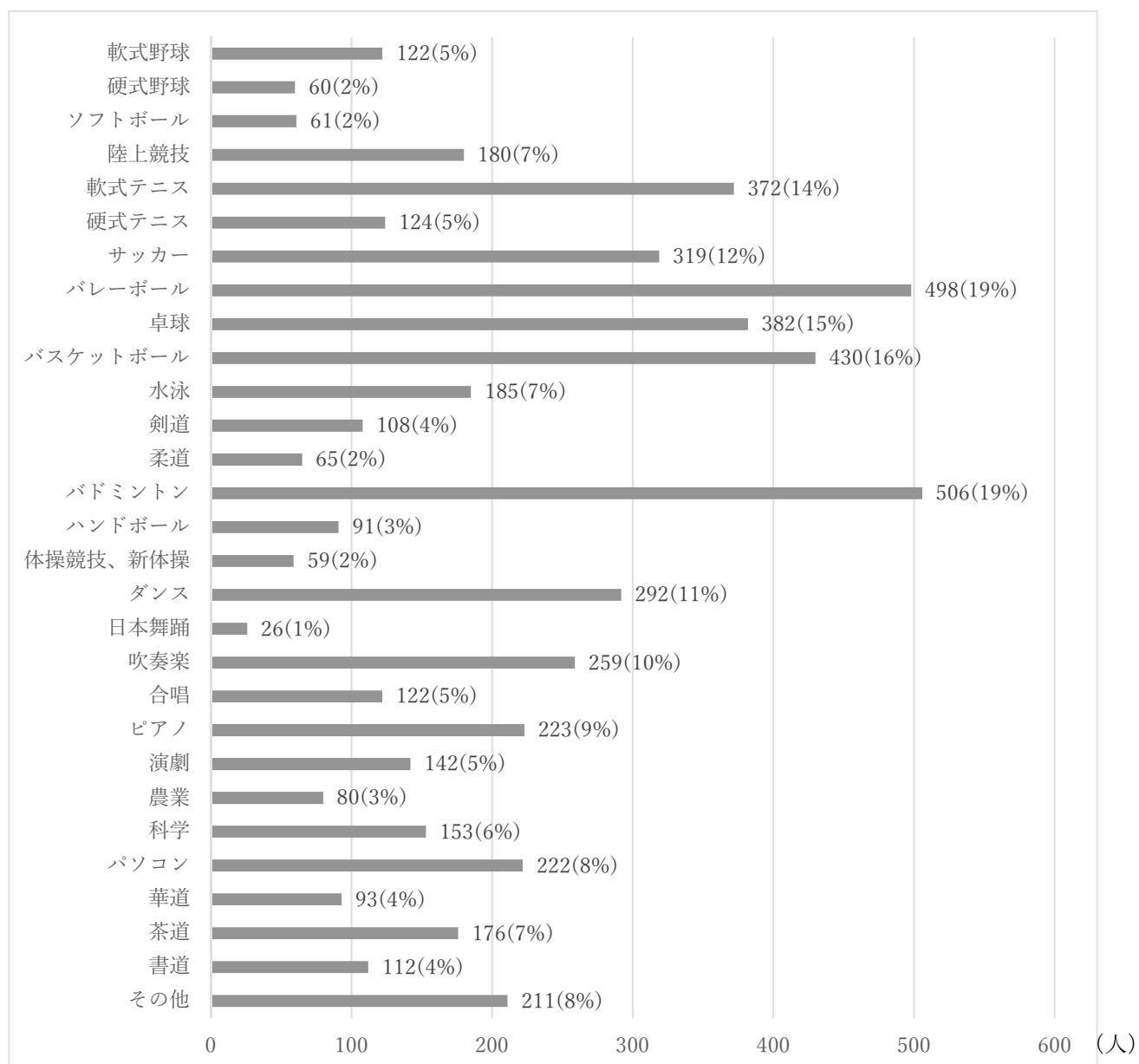
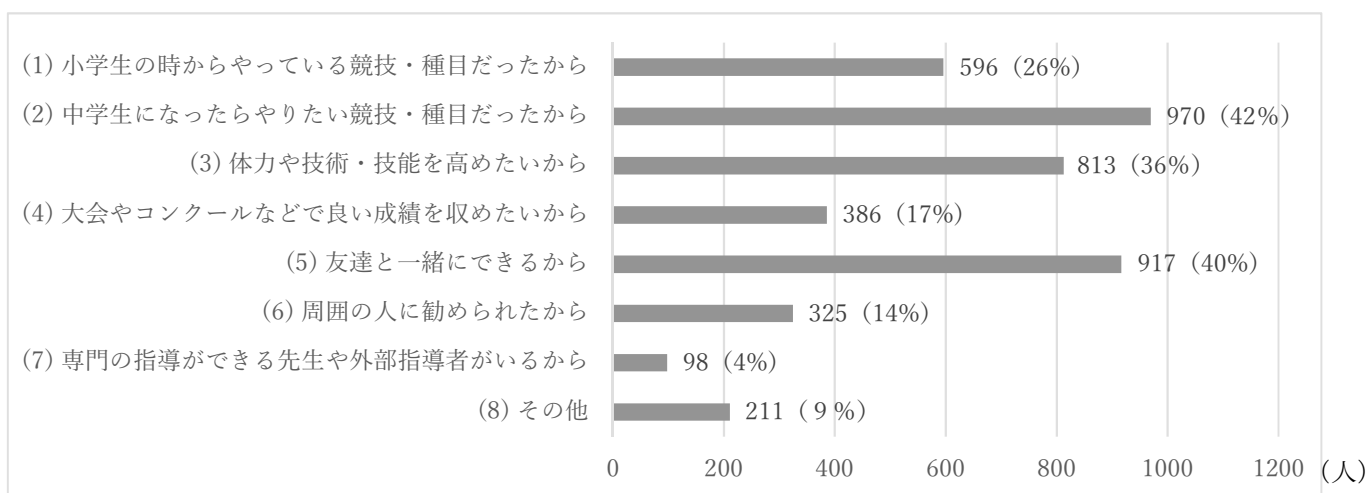


図2 現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。(複数回答可)



全ての生徒を対象にした質問「現在行っている活動を含めて、どのような活動をやりたいと思いますか。」(図2)では、「バドミントン(19%)」「ダンス(11%)」「ピアノ(9%)」「パソコン(8%)」など、部活動にない活動をしたくと回答する生徒が多数いた。一方で、「バレーボール(19%)」「バスケットボール(16%)」「軟式テニス(14%)」「卓球(15%)」「サッカー(12%)」「吹奏楽(10%)」など、現在部活動にある活動をやりたいと考えている生徒も多くいることが分かった。(図2)

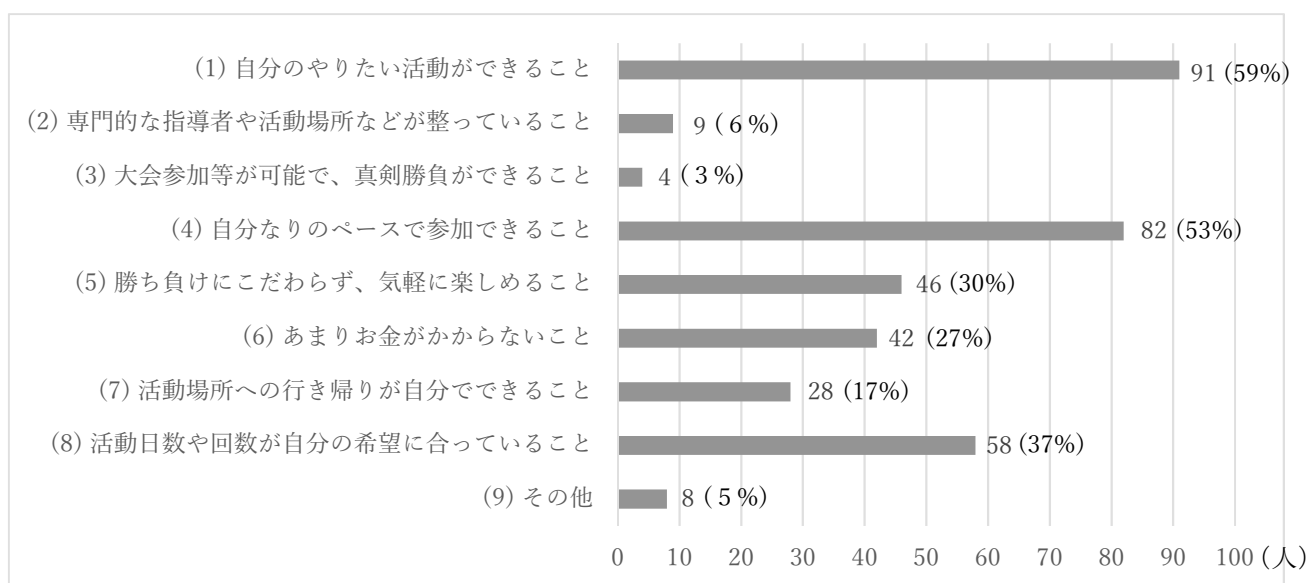
図3 あなたが部活動に加入した理由は何ですか。(複数回答可)



部活動に所属している生徒は、部活動に加入した理由として、「中学生になったらやりたい競技・種目だったから (42%)」、「友達と一緒にできるから (40%)」、「体力や技術・技能を高めたいから (36%)」などと回答しており、活動を通して仲間づくりや体力づくり・技能の向上を目指したいと考えていることが推察できた。

一方で、「大会やコンクールなどで良い成績を収めたいから (17%)」、「専門の指導ができる先生や外部指導者がいるから (4%)」と回答した生徒は少数であり、多くの生徒が部活動を、競技志向以上に生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動として捉えていることが確認できた。(図3)

図4 現在、部活動にも地域クラブ活動にも所属していないと答えた方にお尋ねします。どのような条件であれば、スポーツ・文化芸術活動を行ってみたいと思いますか。(複数回答可)



また、現在、部活動にも民間クラブ活動にも属していない生徒へのアンケートからは、「自分のやりたいことができる 91 人（59%）」に加え、「自分なりのペースで参加することができる 82 人（53%）」、「活動日数や回数が自分に合っている 58 人（37%）」、「勝ち負けにこだわらず、気軽に楽しむことができる 46 人（30%）」などの活動であれば参加してみたいという回答を得た。（図 4）

これらのことから、学校教育としての部活動だけでは、生徒の多様化しているニーズに応じた活動を保障することは困難となっており、現在の部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化芸術活動などに取り組むことができるよう、地域全体で学びの機会を提供することができる新たな環境を整備することが必要である。

（2）教員の働き方改革への影響

これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に部活動は運営されてきたが、部活動は、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。

さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない状況があることや、各種大会への引率や大会運営及び競技審判業務への参画も求められる点など、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

一方で、地域クラブの指導者として活動したいという教員については、地域連携や地域移行（地域展開）が進んでいった場合でも、引き続き指導者として活躍できる仕組みの構築を検討している。

本市では、「富士市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年 10 月）」及び「富士市小中学校における業務改革プラン（令和 2 年 2 月）」を踏まえ、子どもの細かな変化に気付けるよう、心身のゆとりの必要性、このための自己研鑽、リフレッシュする時間等の確保や在校時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を一層推進している。特に、中学校において、部活動指導により超過勤務時間が多く発生していることから、「富士市中学校部活動ガイドライン（令和 7 年 3 月）」に則り適切な休養日や活動時間の確保に努めている。

しかしながら、令和 6 年度に静岡県中学校体育連盟が公立中学校を対象に実施した「静岡県運動部活動実態調査」のうち、富士市における担当する運動部活動の種目経験がある教職員は、49.16%となっており、半数は全く経験のない種目を指導している状況である。未経験種目の指導は、時間的・身体的・精神的に大きな負担と

なっている。

(3) 国・市の部活動地域移行（地域展開）の動向

こうした少子化の影響や教員の働き方等の部活動に係る環境の改善を図ろうと、国は、令和4年12月に部活動の改革に関する総合的なガイドラインを示し、また、スポーツ庁・文化庁の有識者会議による令和7年5月の最終とりまとめでは、部活動の「地域移行」を「地域展開」という名称に変更すると同時に、令和8年度から10年度までを前期、令和11年度から13年度までを後期の改革実行期間とした。

この期間内に、休日については、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すことを公表した。また、平日についても地域展開を推進することを示した。

このような動きを受け、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」、令和6年度には「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を設置して協議を行うなど、部活動の地域連携・地域移行（地域展開）の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域移行（地域展開）推進に向けた基本方針

(1) 基本方針策定の趣旨等について

この富士市地域クラブ活動に関する基本方針（以下「市基本方針」という。）は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念として策定する。

- ①どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ②休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

①【どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる】

「1 富士市の中学校部活動を取りまく現状と課題」にあるとおり、様々なスポーツ・文化活動が社会で取り上げられ、子どもたちがやってみたい活動ニーズは年々多様化しているが、部活動として設置できるスポーツ・文化活動は限られており、ミスマッチが生じている。

そこで、これまでやっていた部活動を単に地域主体に移行するだけでなく、部活動にない種目や活動も含めて選択の幅を広げるなど、豊富な経験の場の設定をするとともに、自分のやりたい活動が選択できる環境を整えて、自己決定の場の拡大をしていく必要がある。

また、当該スポーツ活動や文化活動の技術差にかかわらず参加できることや、家計が厳しい家庭の子どもも参加できることといったことも大切にしたい視点である。

②【休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する】

現在の部活動は、教員の献身的な勤務を前提に制度設計されており、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。危機管理や大会の運営なども担い、教員にとって部活動は大きな負担となっているのが現状である。

学校の安全管理下での活動であるため、適切な部活動が実施できるよう「富士市中学校部活動ガイドライン」に沿って部活動指導がされているが、教員の負担はいまだ大きいことは否めない。

しかし、一方で、部活動指導を率先して行いたいと考えている教員もいることから、そうした教員については、地域連携や地域移行（地域展開）が進んでいった場合も、引き続き指導者として活躍できる環境を目指す。

③【子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する】

子どもたちにとって安全で、かつ、充実したスポーツ活動や文化活動にするためには、多くの人の支援や協力が欠かせないが、持続可能な仕組みにするためには、こうした支援や協力は、一部の人だけが担うのではなく、多くの人で分かち合うことが望ましい。

また、保護者には、子どもたちの送迎等を依頼することもあることから、参加者やその保護者の負担をできるだけ少なくする必要がある。

④【地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる】

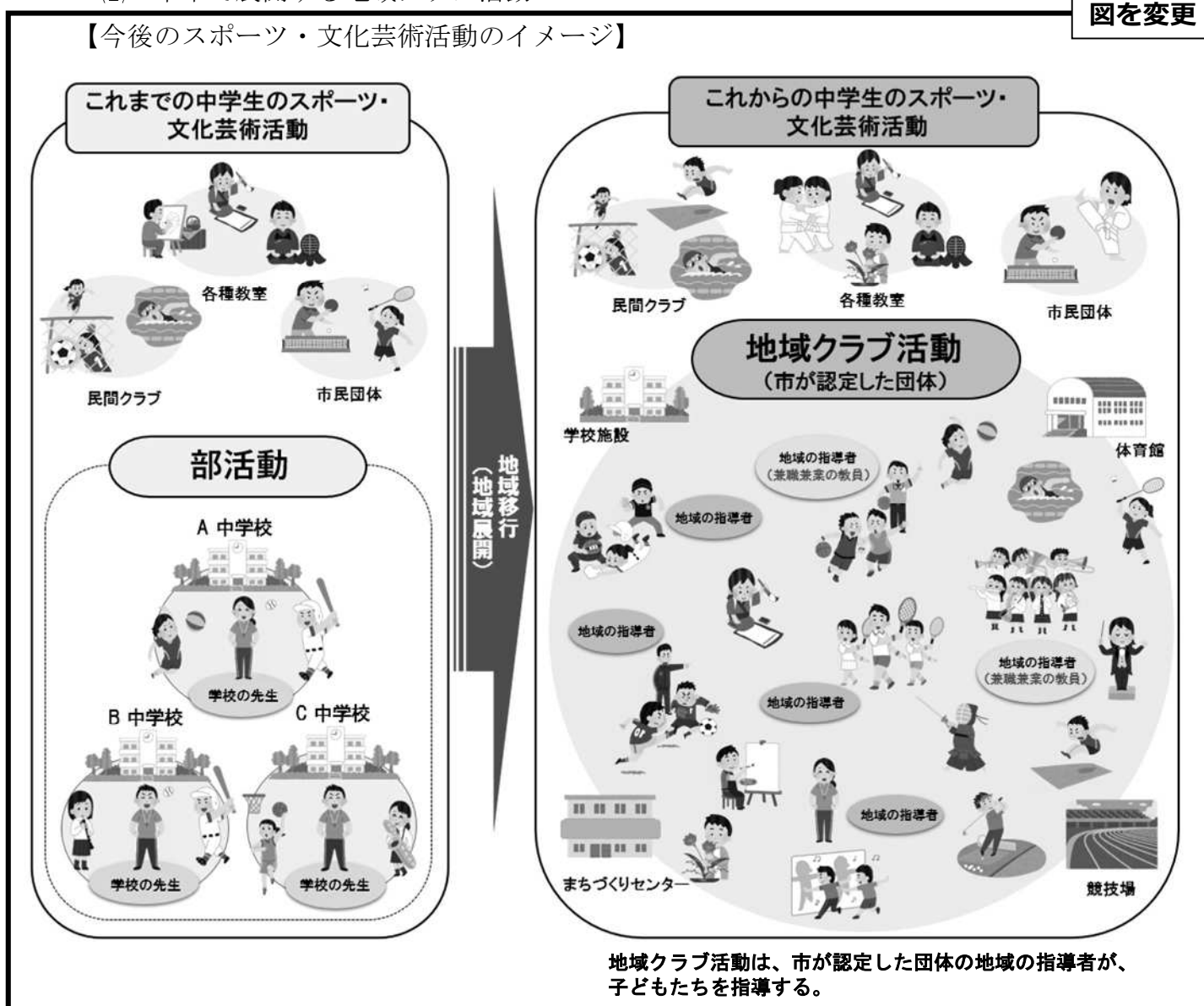
中学生が、休日の地域クラブ活動に参加していくことで、地域のスポーツ・文化活動のすそ野が広がり、市民のスポーツ・文化活動が一層活性化していくものとする。また、中学生にとっても、活動を通して、異世代と関わることができ、貴重な経験を積むことができることを期待できる。

3 地域クラブ活動

(1) 本市で展開する地域クラブ活動

【今後のスポーツ・文化芸術活動のイメージ】

図を変更



部活動から地域クラブ活動への移行・展開（生徒の活動を絶やさない環境づくり）

- 従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく。

本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の成長を促してきたこれまでの部活動の教育的意義を継承しつつ、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働していくことを目指している。

また、既存の部活動にある種目に新たな種目を加え、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動、柔軟なルール等に基づく活動など、多種多様な選択肢から生徒のニーズに応じた活動ができるような環境を構築していく。

さらに、色々な活動をしてみたいという子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯にわたって楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。

なお、子どもたちの様子を関係者間で把握するため、地域クラブ活動の実施に当たっては、中学校と相互に連携を図りながら行うものとする。

(2) 本市の部活動について

国は、原則、休日は令和13年度までに全ての部活動において、地域移行（地域展開）に向けた取組を推進している。そのため、本市においても、休日の部活動については、地域クラブ活動の体制が整備された種目から順次実施していく。平日についても、国は地域連携・地域移行（地域展開）を推進していることから、今後の国等の動向を注視しつつ、本市でも引き続き検討していく。

平日の部活動については、教育的に意義の高い活動であること、生徒の放課後の居場所としての役割があること、任意加入のため、生徒自身で加入するかどうかの判断が可能であること等の理由から、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が移行した種目における平日の部活動についても、当分の間、活動を存続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止することもある。

また、既存の部活動にない種目が、地域クラブ活動として平日・休日共に実施されるような場合は、生徒は、平日の部活動を含め、自らが選択した活動に取り組むことができる。

【スケジュールイメージ】

区分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度以降	時期未定
平日	中学校部活動					
	地域クラブ活動		中体連後			
休日	中学校部活動					(完全移行)
	地域クラブ活動					

準備が整った種目から順次地域移行（地域展開）
令和 8 年度新チームからを想定

平日については、国等の動向を注視し、
引き続き検討し、準備が整い次第移行

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

①参加者

- ・希望する市内在住の全ての中学生とする。現在、私立中学校に通っている中学生も対象とする。
- ・小学生高学年においても、本人や保護者の希望があれば、参加できる。

②組織体制

次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

・運営団体

当面の間、富士市教育委員会事務局内に運営団体を設置し、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

・実施主体

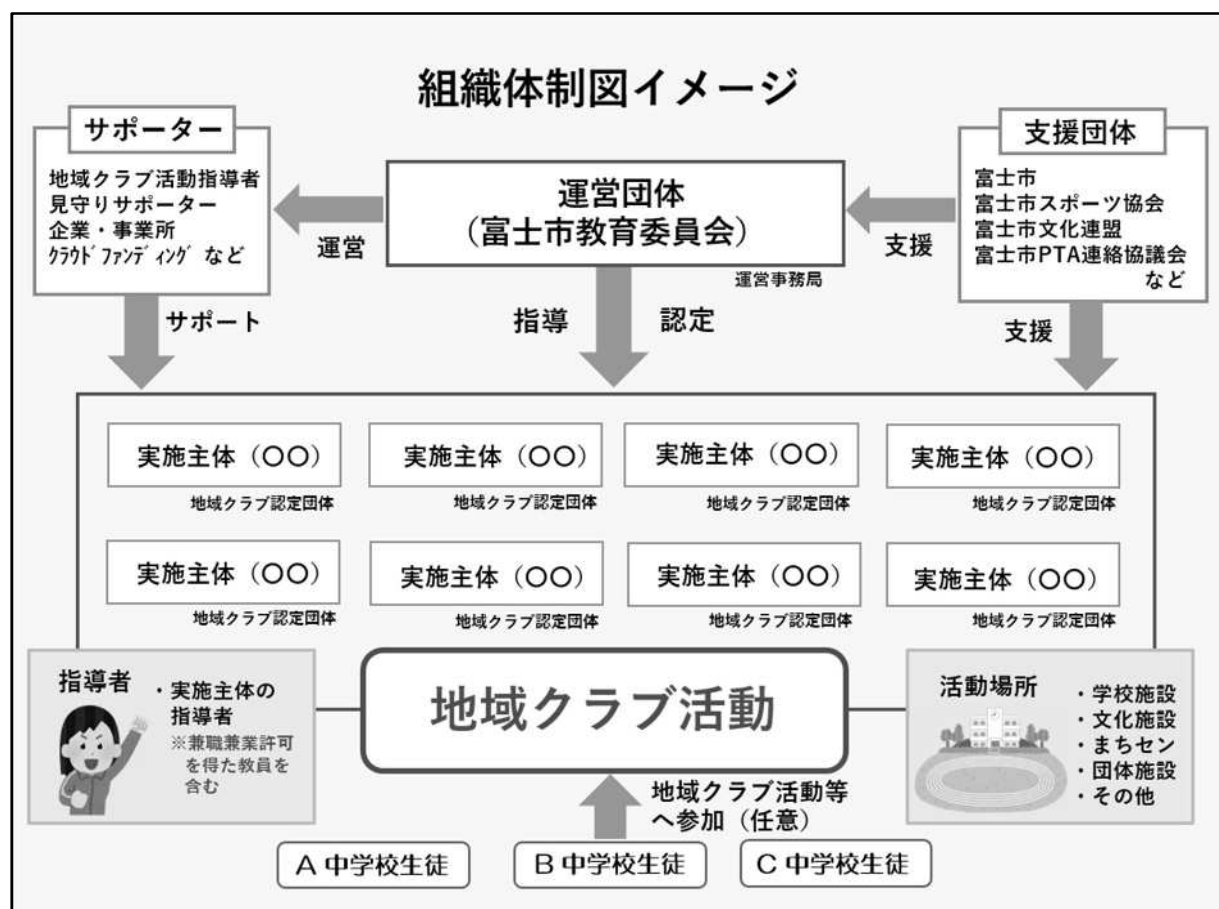
各活動については、運営団体によって認定された団体が担う。

既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民や団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定される。

実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動に係る消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定める。

【組織体制図イメージ】



③活動場所

- ・地域クラブ活動は、学校施設・まちづくりセンター等を基本の活動場所とする。
- ・必要に応じて公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- ・保護者の送迎の負担の軽減に配慮するため、荷物や距離によっては、ヘルメットの着用、保険の加入等を条件として自転車による活動場所への移動を認める。

④活動回数・活動時間

- ・成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、過度な負担とならないよう、また、健康に生活を送れるよう、本市の中学校部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とする。

○平日

- ・少なくとも、週に1日以上休養日を設ける。
- ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。

○週休日（学校休業日）

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、3時間程度を原則とする。

「富士市中学校部活動ガイドライン」

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/documents/1673/rn2ola000001mftk.pdf>

⑤参加費等

- ・地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加費として、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・実施主体は、参加費の公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する会計報告を適切に行うものとする。
- ・実施主体は、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定する。
- ・運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる。

⑥保険加入

- ・地域クラブ活動の参加者及び指導に携わる指導者等は、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入する。
- ・運営団体は、けがや事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性、けが、事故の発生状況等を踏まえて、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、指導者等や参加者に対して保険の加入を義務付ける。

⑦指導者等

- ・指導者には、参加者の心身の健康管理やけが防止に努めることや、体罰やハラスメント、いじめ等に対する高い倫理観が求められるため、運営団体は指導者に対し、運営団体等が実施する研修への参加を義務付ける。
- ・指導者等は、運営団体等が開催する研修会に積極的に参加し、技能等の指導のみならず、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関するものを含め、安全・健康管理等の面に配慮できる知識の習得に努めるものとする。
- ・地域クラブ活動における指導者等については、指導を希望する公立学校等の教職員等の兼職兼業を認める。
- ・子どもたちの活動を支えるためのサポーター制度を構築し、「オール富士市」で指導者確保に努める。
- ・サポーター制度については、運営団体が別に定める。

4 大会の参加等

- ・運営団体、実施主体は、地域クラブの中体連等の大会・コンクール参加規程を注視し、生徒の大会等への参加機会を確保できるよう適切に対応する。
- ・地域クラブの大会・コンクール等の参加に当たっては、中学生の教育上の意義とともに、中学生、保護者及び指導者にとって過度な負担とならないことを考慮する。
- ・大会・コンクール等の引率は、地域クラブの指導者による。
- ・運営団体は、スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会・コンクール、高い水準や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会・コンクールなどの多様な場を開催できるよう、スポーツ協会や文化芸術連盟等と連携し、より多くの生徒が参加機会を得られるように働きかける。

5 その他

- ・地域移行（地域展開）の体制が整うまでは、部活動における部活動指導員や外部コーチの活用といった地域連携についても推進していく。詳細は「富士市中学校部活動ガイドライン」による。

6 用語解説

凡例 P 1 ○○○：数字は掲載ページ

P 5 （部活動の）地域連携・地域移行（地域展開）

- ・地域連携：休日の学校部活動を、地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が外部指導者や部活動指導員として指導に当たる。
- ・地域移行：休日は学校部活動としてではなく、地域クラブとして活動する。指導は地域の人材やスポーツ・文化団体の指導者が担う。
- ・地域展開：部活動の地域移行に向けた取組を検討するスポーツ庁・文化庁の有識者会議である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の中で、「『地域移行』という名称を『地域展開』に変更」した。今ある部活動の形のまま運営を地域に移すのではなく、「学校内で運営されてきた活動を地域に開き、地域全体で支えていく」というコンセプトであり、学校を含めた地域ぐるみの取組。

国の次期ガイドラインの中で「地域移行」から「地域展開」へと明確に示される予定のため、本基本方針では、いずれにも対応するために「地域移行（地域展開）」と表示する。

P 5 教員の働き方改革

教員の長時間労働を是正し、教育の質を向上させるための取組。国は、ガイドライン策定やICTの活用、教員業務支援員の配置などを推進しており、各自治体においても、勤務時間管理の徹底、業務の見直し、部活動改革などの取組が進められている。

P 5 富士市小中学校における業務改革プラン（令和2年2月）

教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目指して策定された。「人的資源の配置・活用」「校務の分類・整理と見直し」「教職員の働き方の見直し」「効率的・効果的な部活動の実現」「地域・家庭、関係機関との連携・協働」「教育委員会から学校へ依頼する業務の見直し」の6項目を取組の柱とした。

P 5 富士市中学校部活動ガイドライン（令和6年3月）

富士市立中学校の部活動の運営に当たり、次に掲げる必要な事項を定めるもの

- ・部活動の所属について
- ・部活動運営体制の確立について
- ・計画的な活動スケジュールの設定について

- ・事故やけが、緊急時に備えた体制について
- ・生徒が自立して主体的に取り組む力の育成について
- ・練習方法の工夫・体罰等の禁止について
- ・部活動の設置基準と活動時間及び休養日の設定について
- ・部活動支援のための制度の活用について
- ・部活動地域移行に向けての準備について

P 6 改革実行期間

文部科学省は、令和 8 年度から令和 13 年度までを「改革実行期間」と位置付け、令和 8 年度から令和 10 年度を前期、令和 11 年度から令和 13 年度を後期とした。休日の部活動については、令和 13 年度までに、原則、全ての部活動において地域展開を実現するとした。また、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましいとするとともに、平日の部活動についても更なる改革を推進するとした。

P 6 富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会

富士市立中学校における部活動について、少子化による中学校単位での活動の困難さの解消及び教員の働き方改革の観点から、部活動の地域移行を段階的に進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見又は助言を求めるため、令和 5 年度に開催した意見聴取のための会議

P 6 富士市立中学校部活動地域移行協議会

教育委員会が、富士市地域クラブ活動に関する基本方針の策定を進めていくに当たり、学校及びスポーツや文化芸術活動等の関係者からの意見又は助言を求めるため、教育委員会の附属機関として令和 6 年度に設置した。

P 6 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和 4 年 12 月）

スポーツ庁及び文化庁が策定した、部活動と地域クラブ活動のより良い在り方を示す指針。このガイドラインは、学校、教員、地域指導者、地域団体など、関係者全体が連携し、生徒にとってより良いスポーツ・文化芸術環境を整備するための指針となることを目指している。

P 8 地域クラブ

部活動地域移行（地域展開）における地域クラブとは、これまで学校が主体となり実施されてきた部活動を、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校と地域が連携・協働して生徒の活動の場を提供する取組

P 13 部活動指導員

学校教育法施行規則に定められた非常勤の学校職員。校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行うことができ、報酬が支払われる。

P 13 外部コーチ

顧問の教員とともに、技術指導等を行う。単独での指導は原則行うことはできない。報酬等の有無、勤務条件等は市町村や学校によって異なる。

「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」の地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の概要の資料をもとに作成。（基本方針 P 10 最下部表記により別に定める）

①【活動の目的・理念】

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障
- ・競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない

○部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

○過度な勝利至上主義に傾かない活動とすること。

②【活動時間・休養日】

- ・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内
- ・週2日以上 of 休養日（原則、休日に週1日以上 of 休養日）を設定

○長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある児童・生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう、富士市部活動ガイドラインを原則とした活動日数及び、活動時間を設定すること。

③【参加費等】

- ・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定（国が示す目安を踏まえる）

○会費については、生徒や保護者、地域住民等への理解を得つつ、活動の維持・運営に費用な範囲で、可能な限り低廉に設定する。

④【指導体制】

- ・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底（DBS の活用を含む）
- ・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導

○体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動すること。

○練習試合、大会等の参加がある場合、引率をつけることができること。

○毎回の参加・不参加の自由を尊重すること。

○参加者の技能に応じたきめ細かな指導ができる体制を整えること。

⑤【安全確保】

- ・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮した適切な活動の実施
- ・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化
- ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者、指導者等）

○指導者、参加者ともに保険に加入すること。

○生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すこと。

⑥【運営体制】

- ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示
- ・営利を主たる目的とせずに運営・大会等に参加する場合の運営への積極的な協力

○市内の中学生が参加できるクラブであること。

○活動拠点は原則として富士市内とし、活動場所までの移動について生徒やその保護者の負担とならないこと。

○過大な利益を得るような事業でないこと。

○無理な営業活動（用具を売りつける、本クラブに加入させるなど）を行わないこと。

○持続可能なクラブ運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。

○加入・脱退の自由を認めること。

○暴力団、反社会的勢力等と関係を有しないこと。

○宗教または政治的活動を行わないこと。

⑦【学校等との連携】

- ・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有
- ・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整

○活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること。

○市、市教委、小中学校等との連絡（子どもの様子・トラブル・成績の参考とする情報等）や保護者との連絡に対応する窓口・担当者等を設けること。

受益者負担について（案）

資料 2－2 「部活動の地域展開・地域クラブの推進等に関する調査研究協力者会議（第 5 回）」

P 4 受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）より

受益者負担（基本的な考え方・目安の示し方）
設定に当たっての基本的な考え方 ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。 ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。 ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。 ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。 ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。
受益者負担の目安の示し方 ● 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定 ● 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。 ● 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。
➡ 具体的な金額の水準等については、引き続き検討。

受益者負担については、基本方針（案）「P 12⑤参加費等」に記載

⑤参加費等

- ・ 地域クラブ活動の維持・運営に要する費用や会場費は、参加費として、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ・ 参加費は、実施主体が公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する会計報告を適切に行うものとする。
- ・ 実施主体は、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費を設定する。
- ・ 運営団体は、生活困窮家庭に対し、必要な対策を講じる。

【富士市、他市町の状況】

- ・ 富士市 令和 6 年度モデル事業参加者のアンケートの結果、「指導料や会場費などを会費として支払うことになった場合、1 か月の会費はいくらぐらいが適切か」について、野球では合計 51%が、剣道では合計 64%が、ハンドボールでは合計 50%が、サッカーでは合計 47%が、吹奏楽では合計 58%が「2000 円未満」と回答した。また、文化芸術活動体験会においては、「参加者が負担する 1 か月分の会費（材料費は除く）は、いくらが適切か」について、合計 50%が「2000 円未満」と回答した。
- ・ 浜松市 保護者調査では 2000 円から 4000 円が妥当だと回答
- ・ 掛川市 1 か月 1000 円から 9000 円ほど
- ・ 静岡市 月 3000 円から 5000 円ほど
- ・ 沼津市 サッカー 月額 3000 円 陸上 月額 1000 円
- ・ 千葉県柏市 吹奏楽クラブ 年間 5000 円＋指導員の謝金月 2000 円
- ・ 長崎県長与町 サッカー 月額 3000 円＋保険代（スポーツ安全保険）

どの自治体も、各種目によって経費が異なるため、受益者負担の統一が図れていない状況である。令和 7 年度の実証的モデル事業においては、参加費 1 回 1000 円の設定が多く、この額で参加者も集まっていることから、参加費設定の目安になるのではないか。実施主体が定める参加費については、認定時に、及び活動開始後も運営団体が確認していく必要がある。